

## 答申

### 1. 審査案件

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス事業の開始について

### 2. 諮問の趣旨

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス事業の開始にあたり、伊賀市個人情報保護条例第9条第1項に規定するオンライン結合を同条第2項の規定に基づき諮問するものである。

### 3. 実施機関の説明

#### (1) オンライン結合する事務の名称

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス事業

#### (2) 個人情報の内容

- ①住民票の写し、印鑑登録証明書
- ②戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ③戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）
- ④戸籍附票

#### (3) 対象者

- ・伊賀市の住民基本台帳に記録されている者
- ・伊賀市の住民基本台帳に記録されている者で印鑑登録をしている者
- ・伊賀市の住民基本台帳に記録されている者で伊賀市に本籍がある者
- ・住民基本台帳カード取得者（多目的利用申請者）

#### (4) コンビニエンスストアにおける証明書交付の必要性について

現在稼働中の自動交付機は名張市と相互利用できる仕組みを採用しているが、この自動交付機が導入から5年を迎え、安定したサービスを提供するために入替が必要な時期となっている。

また、核家族化や、共働きなどによる昼夜不在世帯の増加や市民のライフスタイルの変化により、休日や平日の時間外対応や窓口での待ち時間の短縮が求められている。

平成22年2月から、住民基本台帳カードを利用して、各種証明書をコンビニエンスストアの端末で取得できるサービスが開始され、現在約80の自治体が導入しており、年々増加してきている。コンビニエンスストアにおける証明書交付は事前に住民

## 答申第1号

基本台帳カードを取得し、サービスを受けるための登録をすれば年末年始を除く、午前6時30分から午後11時まで、全国のコンビニエンスストアで取得することができるようになり、市民の利便性の更なる向上と証明書交付事務の効率化が期待できる。

### 4. 審査会の意見

#### (1) 公益上の必要性について

コンビニエンスストアにおける証明書等の自動交付サービス事業（以下「本事業」という。）の導入目的は、市民の利便性の向上及び証明書交付事務の効率化ということにあり、そこには、一定の公益上の必要性が認められる。

もっとも、本事業の対象となる証明書等は、コンビニエンスストアでなければ交付ができないというわけではなく、市役所や市民センターにおける窓口での交付など、他の場所・方法によっても交付することが可能であるから、その公益上の必要性は、著しく高いとまで認めることはできない。

#### (2) 個人の権利利益を侵害するおそれの有無について

実施機関の説明を通じて、確かに、データ伝送および運用面において、一定の個人情報保護対策が講じられており、自動交付サービスのシステムが通常の利用方法で運用される限りにおいて、個人情報の漏えい等により個人の権利利益を侵害するおそれはないことを、本審査会においても確認した。

しかしながら、コンビニエンスストアにおける自動交付端末機の設置・管理のあり方を想起すると、おそらくは端末機が設置者または管理者の常時監視の下に置かれることはないであろうから、本人になりすました不正取得や覗き見等が行われる懸念を完全には払拭することはできない。

そして、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）および戸籍附票については、それらに記載された個人情報が一たび漏えいしてしまうと、回復困難な個人の権利利益への侵害を生じかねないことから、特に厳格な管理がなされるべきである。

したがって、前記の公益上の必要性を認めたとしてもなお、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）および戸籍附票については、より確実な安全確保が可能な、市役所や市民センターにおける窓口での交付に拠るべきであると本審査会は考える。

### 5. 結論

以上の理由により、本審査会は、本事業には一定の公益上の必要性が認められ、かつ、システムが通常の利用方法で運用される限りにおいては個人の権利利益を侵害するおそれはないと判断し、住民票の写し、印鑑登録証明書については、オンライン結合により個人

## 答申第1号

情報を提供することは支障ないと判断する。しかし、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）および戸籍附票については、より確実な安全確保が可能な他の場所・方法による交付に拠るべきであり、オンライン結合により個人情報を提供すべきではないと判断する。

### 6. 審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成26年5月1日	諮問書受理
平成26年5月28日	所管課に理由説明求む 審議 答申 (第1回審査会)